

鶴岡市立櫛引西小学校「いじめ防止基本方針」（ダイジェスト版）

令和6年4月

1 いじめについての定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」としている。

〈いじめの態様〉

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）で誹謗中傷やいやなことをされる。

※文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

2 関係者の役割・基本姿勢

（1）学校及び学校の教職員の役割

- ①児童の保護者、地域住民、その他関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組む。
- ②いじめを受けた児童を徹底して守り通すとともに、早期解消のための組織的かつ適切かつ迅速に対処する。

〈いじめの問題に対する教職員の基本認識〉

- ①「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる」との共通認識を持つ。
- ②「いじめの定義」の共通認識をしっかりとしておく。
※当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ③「いじめの態様」の共通認識をしっかりとしておく。
- ④担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。

（2）保護者の役割

- ①子の教育について第一義的責任を有し、子に規範意識を養うよう努める。
- ②子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。
- ③学校等が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

（3）地域住民の役割

- ①地域ぐるみで児童を見守り、健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ②いじめを発見した場合等には、学校や関係機関に速やかに通報するように努める。

3 いじめ問題等への組織的対応

(1)「いじめ防止等の対策のための組織」の名称を、櫛引西小いじめ防止対策委員会とする。

① 構成員

ア) 学校関係者

(校長、教頭、教務主任、自立育成部長、養護教諭、教育相談担当、該当担任)

イ) 校外関係者

(PTA 会長・副会長、教育相談員、学校医、市民福祉課担当、主任児童委員、地区担当民生児童委員、山添駐在所署員等) ※校外関係者は必要に応じて参集いただく。

(2)「いじめ発生等重大事態時の対応組織」の名称を、櫛引西小いじめ問題対応委員会とする

① 構成員 (1)の構成員に準ずる。

※ いじめの内容に応じて、市教育委員会と協議のうえ、上記の組織に加え、鶴岡市いじめ問題対応委員会より必要な人員の派遣を受け設置する。(EX. 庄内教育事務所と連携を図り、スクールカウンセラー、エリアスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士等を加える。)

4 未然防止のための具体的な取り組み

① 児童理解に基づくきめ細かな教育の推進

② 児童理解の努力と工夫

③ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

④ 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

⑤ 児童会の主体的な活動の推進

⑥ 教員等の資質能力の向上

⑦ P T A組織を生かした取組の推進

⇒・育成会長会、地区座談会、学年懇談会、保護者面談、学校運営協議会、見守り隊活動等における情報交換

・P T A研修会や親子行事等を通してのネットモラル等の課題への研修

5 早期発見のための具体的な取り組み

①実態把握のためのアンケート等の実施

・県教育委員会から示されている様式による児童と保護者対象に年2回(6月頃・11月頃)の実施

・長期休業明けの「心のアンケート」や「生活アンケート」等を実施

②いじめ発見のチェックリストの活用と個別相談の実施

・県様式や市様式等を参考にして、教職員用と保護者用を作成し配付
アンケートと併用しながら意図的・計画的に実態把握し、個別面談を実施

③相談窓口(連絡先)の提供

④計画的・組織的な校内巡視の実施

⑤学級内の人間関係を客観的にみるQ-U検査の年2回の実施(6月頃・11月頃)

6 いじめ発生の場合の適切な対応

① 校内におけるいじめ防止等に係る組織に報告する。

② 聞き取り等による正確な実態把握を行う。

③ 校長のリーダーシップのもと、教職員の共通理解と役割分担により対応する。

④ 児童への指導・支援、その保護者との連携を行う。

⑤ 3ヶ月以上の継続的な指導・支援・観察を行う。

7 いじめ発見後の把握すべき情報

◆誰が誰をいじているのか?【被害者と加害者の確認・人数等】

◆いつどこで起こったのか?【時間と場所の確認】

◆どんな内容のいじめか?どんな被害を受けたのか?【態様と内容】

◆いじめのきっかけは何か?【背景と要因】

◆いつ頃から?どのくらい続いているのか?【期間】

8 ネット上のいじめの定義と類型

(1) ネット上のいじめとは

ネット上のいじめとは、「携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の児童の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりする方法により、いじめを行う」ものである。

(2) ネット上のいじめの類型

① 掲示板・ブログ・プロフでのネット上のいじめの事例

- ア) 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗中傷の書き込みや個人情報の無断掲載
- イ) 特定の児童になりすましてインターネット上で活動を行う

② メールでのネット上のいじめの事例

- ア) メールを用いた特定の児童に対する誹謗中傷
- イ) 「チェーンメール」や「なりすましメール」による悪口や誹謗中傷

③ SNSを利用したネット上のいじめの事例

- ア) SNSを利用した誹謗中傷の書き込みや画像や動画の送信
- イ) SNSのネットワークのグループ内で「仲間はずれ」を行う。

9 ネット上のいじめの未然防止

(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

- ① 教科活動等における児童に対する指導の充実、児童の発達段階に応じた教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用しての情報モラル教育の充実に向け、学校体制による意図的、計画的な指導を行う。
- ② 児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、警察署や庄内教育事務所の青少年指導員、教育委員会の指導主事等により、「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための研修会や講演会を実施し、啓発の充実を図る。
- ③ 教員が、インターネット上のいじめの現状などの理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速、確実に行うことができるようにするために、各種研修会等に参加する。

(2) 家庭・地域、PTAとの連携

ネット上のいじめについては学校の取組だけではなく、家庭や地域が連携・協力し未然防止や、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく必要がある。

① 学校における取組と連携

保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や児童のインターネット利用状況等について、家庭・地域に情報提供を行い、学校と連携してネット上のいじめの未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

② 家庭の取組と連携

子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、制限していくこと等についてもよく話し合う。このようなペアレンタルコントロールにより、児童がネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう努めていく。

◆ペアレンタルコントロール

悪影響を及ぼす恐れがある映像ソフト・ゲームソフト・ウェブサイトなどを，子どもが閲覧・利用できないよう，保護者が行う制限。またその機能及びそのような機能を提供するサービスのこと。携帯電話の利用制限を含むこともある。

◆ペアレンタルコントロールの例

- i) 家庭内で情報通信機器利用の約束を決める。
- ii) 保護者による継続的な見守りを行う。
- iii) 危険性の教育を行う。
- iv) フィルタリングの設定を行う。
- v) 表情を見ながらの対話を重視することなどを教える。

上記 i) ～ v) 等により，子どもの発達段階に応じて，情報社会との関わり方を順序立てて教えていく。

③ P T A の取組と連携

P T A においては，研修会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上げたり，学級・学年懇談会において話題にしたりなどいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。

10 ネット上のいじめの早期発見・早期対応

(1) 早期発見への取り組み

- ① 児童理解と行動観察による情報の蓄積
- ② いじめ発見のチェックリストやアンケート調査・個別面談等により実態把握
- ③ 「ネット上のいじめ」についての相談体制の整備

(2) 早期対応への取り組み

- ① 掲示板への不適切な書き込みや画像・動画の掲載への削除依頼等の対応
- ② 警察との連携
- ③ 法務局との連携
- ④ 被害者や加害者にならないための児童への指導

は，利用のマナーがあり，それらをしっかりと守ることにより，自らもインターネットのリスクを回避することにつながる。

11 重大事態の定義と対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし，一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

※児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合には，十分な調査等を実施した上でいじめを起因とする重大事態が否かを判断する。

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生したと判断した場合は，教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施するとともに，関係諸機関との適切に連携する。
- ④ 調査の際，アンケートを実施する場合は，その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。
- ⑤ 上記調査結果については，いじめを受けた児童及び保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑥ 情報の共有及び提供にあたっては，他の児童のプライバシー保護に配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮する。